

「国際陶磁器フェスティバル美濃'24」小中学生 招待事業に伴うバス運行委託業務一般競争入札公告

「国際陶磁器フェスティバル美濃'24」小中学生招待事業に伴うバス運行委託業務について、一般競争入 札を行うため公告する。

令和6年6月21日

国際陶磁器フェスティバル美濃実行委員会 会長 岐阜県知事 古田 肇

- 1. 一般競争入札に付する事項
- (1) 業務名

「国際陶磁器フェスティバル美濃'24」小中学生招待事業バス運行事業

(2)業務の概要

入札説明書及び仕様書による

(3)履行期間

契約締結の日から令和6年11月15日(金)まで

(4)履行場所

入札説明書及び仕様書による

- 2. 入札参加者の資格に関する事項
- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 岐阜県、多治見市、瑞浪市、土岐市及び可児市のいずれかの入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 岐阜県、多治見市、瑞浪市、土岐市及び可児市のいずれかから、県及び各市の指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限の日から入札の日までの期間内に受けていないこと。
- (4)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者 (更生手続き開始の決定を受けている者を除く。)でないこと、及び民事再生法(平成11年法律 第225号)に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者(再生手続き開始の決定を受け ている者を除く。)でないこと。
- (5)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 本店、支店又は営業所等が国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。



- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- 3. 入札手続等に関する事項
- (1)担当事務局 〒507-0801 多治見市東町 4-2-5 セラミックパークMINO内 国際陶磁器フェスティバル美濃実行委員会事務局 担当:伊藤・木股 TEL:0572-25-4111 FAX:0572-25-4138
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所
 - ①交付期間

令和6年6月24日(月)から令和6年6月28日(金)まで

②交付の場所

3の(1)に同じ

電子メールによる交付を希望する場合も、3の(1)まで申し出ること。

- (3) 競争入札参加資格の確認
 - ①入札参加希望者は、下記期限までに別に定める入札参加資格確認申請書を上記3の(1)まで提出 し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
 - ②提出期限 令和6年6月28日(金)午後5時 期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入 札に参加することができない。
 - ③入札参加資格の確認結果は、令和6年7月1日(月)までに通知する。
- (4)入札の日時及び場所
 - ①日 時:令和6年7月5日(金)午前10時00分 (入札を郵便又は信書便で行う場合は、令和6年7月4日(木)午後4時までに上記担当へ 必着のこと。)
 - ②場 所:多治見市東町 4-2-5 セラミックパークMINO 2階 応接室
- (5) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに上記3の(4)の②の場所において行う。

- (6) 契約条項を示す場所 3の(1) に同じ。
- (7)入札方法等に関する事項
 - ①入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うこととする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に 委任状を提出するものとする。

また、落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額(以下「入札書記載金額」という。)の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。



②郵便等による入札

郵便等による入札を認める。なお、郵便等により入札書を提出する場合は、入札案件名と入札 参加者名を記載した中封筒に入札書を封かんし、表封筒に入れて郵送等すること。また、郵便によ るときは、一般書留又は簡易書留によること。

③落札者の決定方法

予定価格に 110分の 100 を乗じて得た入札書比較価格以下で最低の入札書記載金額をもって入札 した者を落札者とする。なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札をする。

④入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

- (ア)入札者が入札参加資格の確認において虚偽の申請を行ったとき。
- (イ)入札者が同一事項に対し、二以上の入札をしたとき。
- (ウ)入札者が他人の代理人をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。
- (エ)入札に関し談合等の不正行為があったとき。
- (オ)入札書に記名押印がないとき。
- (カ)入札書の記載事項の確認ができないとき。
- (キ)入札参加資格を有しない者が入札をしたとき。
- (ク) その他あらかじめ指定した事項に違反したとき。

⑤入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。 入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

⑥落札の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約を締結しないときは、そ の落札は無効とする。

4, その他

- (1)入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無に関わらず、そのすべてを公表し、入札を中止することがある。
- (4)(3)により入札を中止した場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。
- (5) 落札者又は落札者である共同企業体の構成員が、岐阜県、多治見市、瑞浪市、土岐市及び可児市のいずれかから県及び各市の指名停止措置要領に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しない。
- (6) 落札者又は落札者である共同企業体の構成員が、岐阜県、多治見市、瑞浪市、土岐市及び可児市のいずれかから、県及び各市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱等に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとし、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、原則、契約を解除する。
- (7) 詳細は、入札説明書による。